

第1章 総 則

1 目 的

市は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市民等の避難行動を明確にして迅速かつ円滑な避難行動により生命及び身体の安全を確保する。

2 対象区域

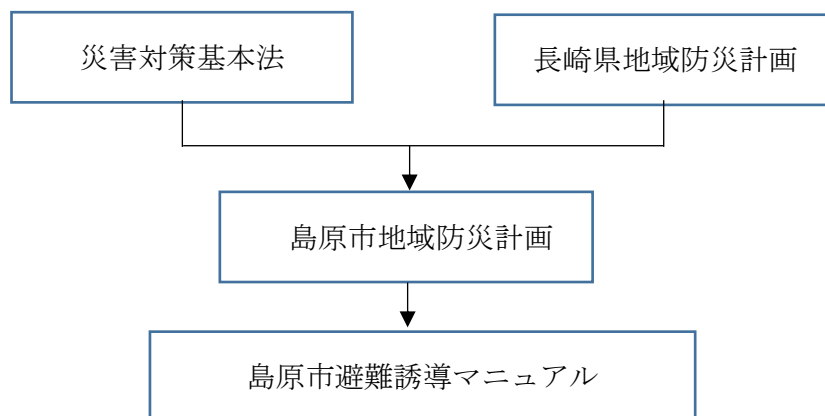
島原市全区域

3 対象とする災害

- (1) 風水害（洪水、土砂）
- (2) 地震災害
- (3) 津波災害
- (4) 高潮災害
- (5) 火山噴火災害
- (6) 雲仙普賢岳溶岩ドーム崩壊災害
- (7) 眉山崩壊災害
- (8) その他（大規模火災）

4 マニュアルの位置付け

この計画は、島原市地域防災計画第2章、第3節、第6項に基づき、策定するものであり、地域防災計画の下部計画である。



第2章 基本的事項

第1 避難行動

数分から数時間後に起こるかもしれない災害から「命を守るための行動」であり、
「自らの命は自ら守る。」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることが原則である。

1 避難行動の種類

- (1) 立ち退き避難（水平避難、水平移動）
 - ア 指定避難所への避難
 - イ 近隣の安全な場所等への避難
 - * 近隣の高い建物、堅牢な建物等への移動
- (2) 屋内安全確保（待機、垂直避難）
その時に居る建物において、より安全な部屋等への移動
 - * 海側の部屋へ移動、2階の部屋へ移動

2 避難行動をとるための手順

- (1) 災害種別毎に脅威がある場所を把握する。（災害リスクを把握）
川のそば、海岸沿い、土砂災害危険区域（土石流危険区域、急傾斜地崩壊箇所等）、過去の災害あった場所等
- (2) 災害の脅威に対し、どのような避難行動をとるのかを明確にする。
 - ア 指定避難場所への立ち退き避難
 - イ 近隣の安全な場所への立ち退き避難
 - ウ 屋内における安全確保
- (3) 立ち退き避難をする場合の避難場所・経路等を明確にする。
 - ア 災害種別毎に避難所を明確に指定すること。
 - イ 指定避難所までの避難距離が遠い場合や逃げ遅れ等の不測事態に応じ、近傍に避難所（地区等の公民館、堅牢な建物等）を確保すること。
 - ウ 避難経路は、比較的安全に移動できる経路を選定する。また、夜間においても避難しなければならない場合があることから夜間の移動経路も確保する。
- (4) 避難行動をとる場合のタイミングを明確にする。この際、「警戒レベル」に注意する。
 - ア 脅威に対する気象情報等の種類と意味を理解
 - イ 市が発令する避難情報の理解

■ 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

区 分	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
【警戒レベル 1・2】	災害の心構えを高める。 ・ 気象庁が発表する注意報、警報級の可能性がこれにあたる。
【警戒レベル 3】 避難準備 ・ 高齢者等避難開始	<u>高齢者等避難</u> ・ 避難に時間のかかる要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等)とその支援者は、立ち退き避難する。 ・ その他的人は、立ち退き避難の準備を整えるとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 ・ 特に、突発性が高く、予測が困難な土砂災害の危険性がある地域や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した開設済みの指定避難所へ立ち退き避難する。
【警戒レベル 4】 避難勧告・指示(緊急)	<u>全員避難</u> 〈市から避難勧告の発令があった場合〉 ○ 指定避難所への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 予想される災害に対応した指定避難所へ速やかに立ち退き避難する。 ・ 指定避難所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性が高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内の安全な場所への移動)を行う。 〈市から避難指示(緊急)が発令された場合〉 ○ 災害が発生する恐れが極めて高い状態となっており、緊急に避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や少しでも命の助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・ 避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令するものであり、必ず発令されるものではない。)
【警戒レベル 5】 災害発生情報	<u>災害発生</u> ・ すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動(生存率の高くなる行動)をとる。 ・ 市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに注意する。

* 近隣の安全な場所： 指定避難所等ではないが、近隣のより安全な場所・建物(堅牢な建物、高層ビル等)

* 屋内安全確保： その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

(谷側の部屋への移動、2階以上への移動)

■ 警戒レベルと気象情報との関係

警戒 レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 * 可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水))	(大雨特別警報(土砂災害))
4	・指定避難所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生する恐れが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する	・避難勧告 ・避難指示(緊急) * 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)
3	高齢者等は立ち退き避難する。 その他の者は、立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
2	避難準備え自らの避難行動を確認する。	降水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性			

3 避難行動の基本的な考え方

- (1) 避難行動における立ち退き避難は、洪水、土砂災害、津波災害、高潮災害、雲仙普賢岳溶岩ドーム崩壊災害、眉山崩壊災害、火山災害を基準とする。
- (2) 要配慮者の避難時期は、避難準備・高齢者等避難開始の発令を基準とする。
特に避難行動要支援者の避難のために移動に時間を要する場合は、更に早めの避難行動を開始する。

- (3) 避難が遅れたときや避難所が利用できない場合又はその他の不測事態を考慮して、一時的な避難場所として町内会・自治会等の公民館又は近傍の堅牢で高い建物等を把握し、これを利用する。
- (4) 避難が遅れ、避難所及び近傍の建物への立ち退き避難は、かえって危険と判断した場合は、建物内の二階への移動等による屋内での安全確保措置をとる。

4 市の責務

- (1) 情報の提供
市は、居住者一人ひとりが適切な避難行動をとることができるように平時から災害に関する知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等が適切に判断できる情報を迅速に提供する。
- (2) 体制の整備
市は、関係機関の情報や自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難勧告等を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならないことから「具体的な発令基準の設定」、「情報伝達手段の確保」及び「防災体制の整備」等を行う。
- (3) 居住者等に対する啓発
市は、避難情報がどのような考えに基づいているのか、居住地等にはどのようなリスクがあるのか、どのような時にどのような行動をとるべきか等について、居住者・施設管理者等が理解し、災害の恐れがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、訓練等を通じて平素から啓発する。

5 居住者・施設管理者等の避難行動の原則

- (1) 居住者の避難行動の原則
各個人の居住地の地形、住宅構造、家族構成等には違いがあるため、適切な避難行動、避難のタイミングは各居住者等で異なることを理解した上で、災害種別ごとに自宅等が、立ち退き避難が必要なのか、あるいは、上階への移動等で命の安全が確保できるのかについてあらかじめ確認・認識し、自ら避難行動を判断する。
- (2) 施設管理者等の避難行動の原則
 - ア 施設管理者等は、施設利用者の避難を迅速確実にするため避難確保計画を予め作成するとともに、防災気象情報を自ら把握し、早めの避難措置を講じるものとする。
 - イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「管理者等」という。）は、消防団、施設が所在する町内会・自治会及び自主防災会との連携を図り、避難時に地域の支援を得られる体制を構築する。

第2 指定避難所等

1 指定避難所及び避難経路の基本的な考え方

(1) 指定避難所

ア 指定避難所については、市が指定した施設であり、地区内の居住者の指定避難所を示したものではない。

イ 避難所は、各人の判断で、最も近くで、安全かつ、迅速に避難できる施設を事前に決めておくものとする。

ウ 市は、開設する避難所について降雨等の状況や災害予想範囲などを検討し、開設する避難所を決定するものとする。

また、開設した避難所については速やかに住民等に周知する。

(2) 避難経路

避難経路の移動距離は、居住地から避難所までの距離が概ね1km未満とし、原則徒歩による避難が可能で、危険性が少ない経路を定める。

また、避難経路に次の危険箇所がある場合には、避難所又は避難経路を再検討するものとする。

ア 過去の出水で通行止めになった道路

イ 過去の土砂災害で崖崩れ等が発生した地点

ウ 浸水想定対象河川にかかる橋梁

エ 側溝、マンホール等の危険箇所が多い経路

(3) 島原市の指定避難所

別紙第1 「島原市指定避難所」

第3 各種体制

1 情報の伝達

(1) 気象情報

市は、市のホームページ、防災行政無線、防災ラジオ及び防災メール等を活用して警報（津波注意報）以上の気象情報を迅速に伝達する。

(2) 被害情報

市は、市のホームページ、防災行政無線、防災ラジオ及び防災メール等を活用して被災状況、避難所及び避難経路に関する情報を伝達する。

2 避難誘導体制

- (1) 消防団、関係機関及び自主防災組織等の協力を得ながら、安全な避難誘導の体制を整える。
特に高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するために、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備に努める。
- (2) 避難行動時の避難誘導は、警察官、消防職員、消防団員及び市長が指名するものが行う者とし、特に、危険箇所への人員を配置して指定避難所までの誘導を安全に実施する。

3 交通対策

- (1) 市は、主要な避難経路上において危険箇所及び道路の途絶状況が生じた場合は、市及び関係機関等の職員を配置して道路の通行禁止又は制限の措置を講じるとともに、必要な標識を設置する。
この場合、迂回路を早急に準備するとともに、必要により誘導員を配置する。
- (2) 道路の障害物となる路肩の崩壊、崖崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合には迅速に建設事業団体をもって障害物を除去する。
また、道路上の放置車両については、道路管理者の権限により、移動等の措置を行う。

4 要配慮者への対応

- (1) 要配慮者の避難支援
市は、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団、社会福祉協議会等と連携し、要配慮者に対する避難支援を適切に実施する。
この際、避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者名簿を効果的に活用して避難支援を実施する。
- (2) 福祉避難所への移送
ア 市は、福祉避難所が確保された時は、福祉関係団体及びボランティア等の協力体制を得て、速やかに要配慮者等を移送する。
イ 要配慮者の避難支援等を実施する場合は、避難準備・高齢者等避難開始の発令前に必要な調整を行い、早めに行動を開始するとともに、移動手段に必要な車両等を事前に定め、これに応じた避難経路を確保する。

5 外国人、旅行者及び帰宅困難者への対応

- (1) 外国人への対応
ア 市は、県、警察署、公益財団法人国際交流協会、ボランティア団体等と連携し、外国人の被災情報の把握及び相談対応を行う。

イ 県およびボランティアと連携し、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため通訳、通訳ボランティアの確保に努める。

(2) 旅行者への対応

ア ホテル、旅館等の所有者又は施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、指定避難所等の情報を提供する。

イ 交通機関等の途絶により帰宅又は移動ができない観光客に対しては、市は観光施設等の管理者と連携して、情報の提供、近傍の避難所への誘導、宿泊場所の斡旋等の支援を行う。

ウ 観光客等に対する避難誘導は、観光施設、宿泊施設等の管理者等が責任を持って行う。

(3) 帰宅困難者への対応

市は、通勤・通学者の徒歩による帰宅を支援するため、企業・事業者等の店舗などにおいて、トイレや飲料水及び地図及びラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供する。

また、職場、学校、駅などに滞在する帰宅困難者に対して、災害関連情報等の提供を行うとともに、指定避難所等において一時的な休息・宿泊場所の提供を行う。

第3章 避難計画

第1 洪水

1 気象情報

気象情報は次のとおりとする。

警戒 レベル 相当	種類	発表基準	概 要	
<u>5</u>	特別警報	大 特 別 警 報	・ <u>48時間雨量 : 496mm</u> ・ <u>3時間雨量 : 182mm</u> ・ <u>土壌雨量指数 : 286mm以上</u>	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	記録的短時間大雨情報		時間雨量 110mm 以上	県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。
<u>3</u>	警 報	大雨警報	浸水害	表面雨量 25mm
		大雨警報	土砂災害	土壌雨量指数基準 : 172mm
	報	洪水警報	○ <u>流域雨量</u> ・ <u>湯江川流域 : 11.0</u> ・ <u>西川流域 : 9.1</u> ・ <u>水無川流域 : 11.7</u>	
<u>2</u>	注意報	大雨注意報	○ <u>表面雨量 : 14mm</u> ○ <u>土壌雨量指数基準 : 111mm</u>	
		洪水注意報	○ <u>流域雨量</u> ・ <u>湯江川流域 : 8.8</u> ・ <u>西川流域 : 7.2</u> ・ <u>水無川流域 : 9.3</u>	

2 予想被害事象（河川氾濫）

ア 栗谷川地域

- (ア) この地域の被害の様相は、河川の溢水及び決壊による家屋の浸水である。
- (イ) 対象地域は、農道橋から島鉄橋の延長約800mであり、特に避難を要する地域は、河口の浜西地区であり、被災予想民家数は3軒、避難者数は

約12名程度と見積もられる。

イ 前川内川

(ア) この地域の被害の様相は、河川の溢水及び決壊による家屋の流出である。

(イ) 対象地域は、中川内から湯江川の延長約1300mであり、特に避難を要する地域は、柏野地区の右岸一帯であり、被災予想民家数は約10軒、避難者数は約40名程度と見積もられる。

ウ 湯江川地域

(ア) この地域の被害の様相は、河川の溢水及び決壊による浸水である。

(イ) 対象地域は、湯江橋から有明海までの延長約1.2kmであり、特に避難を要する地域は、両岸沿いの低地の家屋であり、予想被災民家数は、106軒で、予想避難者数は約418名程度と見積もられる。

エ 西川地域

(ア) この地域の被害の様相は、河川の溢水及び決壊による浸水である。

(イ) 対象地域は、雲仙グリーンロードから有明海に至る約3.6kmの地域において、両岸沿いの民家が対象となり、河口部の低地を始め、広範囲にわたり浸水被害が発生すると予想され、被害予想民家数は、約200軒、予想避難者数は、約800名程度と見積もられる。

オ 中尾川地域

(ア) この地域の被害の様相は、河川の溢水及び決壊による浸水である。

(イ) 対象地域は、河口部の前浜町一帯と予想され、被害民家数は、約20軒、予想避難者数は、約80名程度と見積もられる。

カ 北川地域

(ア) この地域の被害の様相は、河川の溢水及び浸水である。

(イ) 対象地域は、島原中央道路から有明海に至る延長約3kmであり、特に危険な地域は、柏野町及び杉谷町一帯と予想され被災予想民家数は、40軒であり、予想避難者数は、約160名程度と見積もられる。

キ 大手川地域

(ア) この地域の被害の様相は、河川の溢水及び浸水である。

(イ) 対象地域は、萩原二丁目及び上新丁から有明海に至る延長約1000mの地域であり、河川の両岸に存在する民家が対象となり、被災予想民家数は、1000軒であり、予想避難者数は、約4000名程度と見積もられる。

ク 白水川地域

(ア) この地域の被害の様相は、河川の溢水及び浸水である。

(イ) 対象地域は、下川尻町及び西八幡町から有明海に至る延長約1100mの地域であり、両岸に存在する民家が対象となり、予想被災民家数は、200軒であり、予想避難者数は、約800名程度と見積もられる。

ケ 水無川地域

(ア) この地域の被害の様相は、河川の溢水である。

(イ) 対象地域は、右岸側では国道57号線から浜大橋までの延長約600m、左岸側では中安德町から有明海まで延長約2kmの地域であり、両岸に存在する民家が対象となり、被災予想民家数は、50軒であり、予想避難者数は、約200名程度と見積もられる。

コ 別紙第2 「河川危険区域図」

3 避難情報の発令基準

(1) 河川の場合

発令基準	内 容
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	○ 第1基準(満杯水位の60%)に達すると予想される場合 ○ 軽微な漏水又は浸食が発見された場合
【警戒レベル4】避 難 勧 告	○ 更に水位の上昇が予想され、第2基準(満杯水位の80%)に達すると予想される場合 ○ 異常な漏水、浸食が発見された場合
【警戒レベル4】避 難 指 示 (緊 急)	○ 更に水位の上昇が予想され、第3基準(満杯水位)に達すると予想される場合 ○ 記録的短時間大雨情報又は大雨特別警報が発表された場合
【警戒レベル5】災 害 発 生 情 報	○ 水防団、住民等から避難の必要性について通報があった場合 ○ 災害発生のお知らせがあった場合

■ 主要河川におけるの水位基準

対象情報 河川名	避難準備・ 高齢者等避難開始 (第1基準)	避難勧告 (第2基準)	避難指示(緊急) (第3基準)
湯江川	水位観測局の水位が1.36m(第1基準、満杯水位の6割)に達し、更に水位の上昇が予想される場合	水位観測局の水位が1.81m(第2基準、満杯水位の8割)に達し、更に水位の上昇が予想される場合	水位観測局の水位が2.26m(第3基準、満杯(護岸の高さ))に達した場合
西川	水位観測局の水位が1.21m(第1基準、満杯水位の6割)に達し、更に水位の上昇が予想される場合	水位観測局の水位が1.61m(第2基準、満杯水位の8割)に達し、更に水位の上昇が予想される場合	水位観測局の水位が2.01m(第3基準、満杯(護岸の高さ))に達した場合
大手川	水位観測局の水位が1.63m(第1基準、満杯水位の6割)に達し、更に水位の上昇が予想される場合	水位観測局の水位が2.18m(第2基準、満杯水位の8割)に達し、更に水位の上昇が予想される場合	水位観測局の水位が2.72m(第3基準、満杯(護岸の高さ))に達した場合
白水川	水位観測局の水位が1.08m(第1基準、満杯水位の6割)に達し、更に水位の上昇が予想される場合	水位観測局の水位が1.44m(第2基準、満杯水位の8割)に達し、更に水位の上昇が予想される場合	水位観測局の水位が1.80m(第3基準、満杯(護岸の高さ))に達した場合
新湊川	水位観測局の水位が0.95m(第1基準、満杯水位の6割)に達し、更に水位の上昇が予想される場合	水位観測局の水位が1.26m(第2基準、満杯水位の8割)に達し、更に水位の上昇が予想される場合	水位観測局の水位が1.58m(第3基準、満杯(護岸の高さ))に達した場合
その他の河川		- 消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 - 浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合	

* 「消防団待機水位(第1基準)」、「氾濫注意水位(第2基準)」、「氾濫危険水位(第3基準)」等がある

(2) 雨量(暴風等を含む。)を基準とする場合

発令基準	内 容
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	○ 台風の接近に伴い、暴風圏内に入るか、又は暴風警報の発表が予想される場合 ○ <u>台風の接近が夜間になり、暴風警報が予想される場合</u>
【警戒レベル4】 避難勧告	○ 台風の接近により暴風圏内に入ることがほぼ確実になった場合
【警戒レベル4】 避難指示(緊急)	○ <u>大雨警報が発表され、記録的短時間大雨情報又は大雨特別警報が発表された場合</u>
【警戒レベル5】 災害発生情報	○ 水防団、住民等から避難の必要性について通報があった場合 ○ 災害発生の通報があった場合

4 避難すべき地域及び開設する避難所

○ 河川を対象とした場合

対 河 象 川	避難すべき地域	指 定 避 難 所	開 設 す る 避 難 所	
			避難準備・ 高齢者等 避難開始	避難勧告 ・指示(緊急)
栗 谷 川	浜西	有明公民館、有明中学校、湯江小学校、高野小学校、有明体育館、有明トレーニングセンター、有明青少年武道館、有明体育館、島原市有明文化会館、島原市有明支所	有明公民館	湯江小学校
前 川 内 川	柏野			高野小学校
湯 江 川	池田、川原、久原、釘崎			湯江小学校
西 川	洗切町、三会町、亀の甲町、中原町、下宮町、津吹町、出の川町	三会小学校、三会中学校、農村環境改善センター	農村環境改善センター	三会小学校
中 尾 川	前浜町	第二小学校、霊丘公民館、森岳公民館、第一小学校、第一中学校、北門町集合避難施設、島原文化会館、島原高校、島原商業、島原市役所、	杉谷公民館	同左
北 川	杉山町、柏野町			
大 手 川	新田町、上の町、高島一丁目、新町一丁目、万町、桜町、今川町、萩原一丁目、	第二中学校 第三小学校、 白山公民館、	森岳公民館 霊丘公民館	第一小学校(状況により第一中学校)
白 水 川	津町、元船津町、広馬場町、八幡町、西八幡町、白山町、下川尻町、緑町		白山公民館	第三小学校
水無川	南安徳町、中安徳町、浜の町	新湊町集合避難施設、安中公民館、第五小学校、第三中学校、島原中央高校、	新湊町集合避難施設	島原中央高校

- ※ 対象河川に対する避難すべき地域を示したが、他の地域についても気象状況をはじめ、河川水位の状況や施設等の状況を的確に把握したうえで、避難勧告等の発令を適切に行う。
- ※ 開設する避難所は、降雨等の状況や避難範囲などからの検討により追加する場合がある。
- ※ 避難所については、対象地区ごとに示したものであり、必ずしもその地区の避難所を使用するものではなく、各人の判断で、最も近くで安全に避難できる施設を事前に決めておく。

5 避難要領

(1) 栗谷川地域

- ア 災害時に開設する指定避難所は、「避難準備・高齢者等避難開始」発令に伴い、有明公民館を、「避難勧告等」発令に伴い、湯江小学校を運用する。
- イ 被災地区から有明公民館までは約3 km、湯江小学校までは約1.7 km離隔しているため避難に時間を要することから早めの避難をするか、又は自治会の公民館や近傍の堅牢な建物を一時避難施設として活用することが望ましい。
- ウ 河川を横断して市内方向への避難ができない場合は、雲仙市への避難について検討する。
- エ その他の指定避難所の運用については、状況により検討する。

(2) 前川内川地域

- ア 災害時に開設する指定避難所は、「避難準備・高齢者等避難開始」発令に伴い、有明公民館を、「避難勧告等」発令に伴い、高野小学校を運用する。
- イ 被災地区から有明公民館までは約3.3 km、高野小学校までは約3 km離隔しているため避難に時間を要することから早めの避難をするか、又は自治会の公民館や近傍の堅牢な建物を一時避難施設として活用することが望ましい。
- ウ 右岸の居住者は、状況により、湯江川及び前川内川の氾濫により孤立化する可能性があるため、早めの避難行動をとるものとする。
- エ 避難経路は、努めて河川を横断しない経路を選定する。状況により、これを横断しなければ避難所には移動できない状態となる場合は、河川の状態を慎重に確認し、もし、危険と判断した場合は、移動を断念して、他の安全な避難経路を選定するか、あるいは屋内での安全確保措置をとる。
- オ その他の指定避難所の運用については、状況により検討する。

(3) 湯江川地域

- ア 災害時に開設する指定避難所は、「避難準備・高齢者等避難開始」発令に伴い、有明公民館を、「避難勧告等」発令に伴い、湯江小学校を運用する。
- イ 被災地区から有明公民館までは約2 km、湯江小学校までは約1 km離隔しているため、有明公民館までの避難には時間を要することから早めの避難をするか、又は自治会の公民館や近傍の堅牢な建物を一時避難施設として活用することが望ましい。
- ウ 河川を横断して市内方向への避難ができない場合は、自治会等の公民館を活用する。
- エ その他の指定避難所の運用については、状況により検討する。

(4) 西川地域

- ア 災害時に開設する指定避難所は、「避難準備・高齢者等避難開始」発令に伴い、農村環境改善センターを、「避難勧告等」発令に伴い、三会小学校を運用する。
- イ 被災地区から農村環境改善センター、三会小学校までは約1.2 km離隔している。
- ウ 三会中学校の指定避難所の運用については、状況による。

(5) 中尾川地域

- ア 災害時に開設する指定避難所は、「避難準備・高齢者等避難開始」発令時及び「避難勧告等」発令に伴い、杉谷公民館を運用する。
- イ 被災地区から杉谷公民館までは約2.8km離隔しているため避難に時間を要することから早めの避難をするか、又は自治会の公民館や近傍の堅牢な建物を一時避難施設として活用することが望ましい。
- ウ 河川を横断して指定避難所に避難できない場合は、町内会等の公民館を利用する。
- エ その他の指定避難所の運用については、状況により検討する。

(6) 北川地域

- ア 災害時に開設する指定避難所は、「避難準備・高齢者等避難開始」発令に伴い、杉谷公民館、森岳公民館を、「避難勧告等」発令に伴い、第一小学校を運用する。
- イ 被災地区から杉谷公民館、森岳公民館、第一小学校までは約1km離隔している。
- ウ 杉山町一帯の住民は、杉谷公民館を、柏野町一帯の住民は、森岳公民館及び第一小学校を利用する。
- エ その他の指定避難所の運用については、状況により検討する。

(7) 大手川地域

- ア 災害時に開設する指定避難所は、「避難準備・高齢者等避難開始」発令に伴い、森岳公民館及び霊丘公民館を、「避難勧告等」発令に伴い、第一小学校を運用する。
- イ 被災地区から森岳公民館、霊丘公民館及び第一小学校までは、約1km離隔している。
- ウ 霊丘公民館の収容人員数は約200名程度であり、避難者が超過する可能性があるため、その予備手段を講じる必要がある。
- エ その他の指定避難所の運用については、状況により検討する。

(8) 白水川地域

- ア 災害時に開設する指定避難所は、「避難準備・高齢者等避難開始」発令に伴い、白山公民館を、「避難勧告等」発令に伴い、第三小学校を運用する。
- イ 被災地区から白山公民館及び第三小学校まで約500m離隔している。
- ウ 白山公民館の収容人員数は約200名程度であり、避難者が超過する可能性があるため、福祉センター及び保健センターを予備手段として講じる。
- エ その他の指定避難所の運用については、状況により検討する。

(9) 水無川地域

- ア 災害時に開設する指定避難所は、「避難準備・高齢者等避難開始」発令に伴い、新湊町集合避難施設を、「避難勧告等」発令に伴い、島原中央高校を運用する。
- イ 被災地区から新湊町集合避難施設まで約2km、島原中央高校まで約1.5km離隔していることから、避難に時間を要することから早めの避難をするか、又は自治会の公民館や近傍の堅牢な建物を一時避難施設として活用することが望ましい。
- ウ その他の指定避難所の運用については、状況により検討する。

- (10) 避難のイメージ
別紙第3 「水害避難イメージ図」
避難経路の細部は、各自が選定するものとする。

6 避難情報の伝達文

防災行政無線を使用した場合の避難勧告等の伝達文の一例を示す。

区 分	伝 達 文(一例)
避難準備・高齢者等避難開始	■ 緊急放送、緊急放送、<u>警戒レベル3 高齢者等避難開始 (繰り返し)</u> ■ こちらは、防災島原市役所(島原市災害対策本部)です。 △△川の水位が上昇し、警戒水位に到達しました。 - 大雨警報が発令され、今夜から明朝にかけ、さらに大雨の恐れがあります。 - 大雨警報が発表され、<u>さらに今夜未明、</u>台風の接近に伴い、暴風警報(暴風特別警報)<u>が発表される可能性があります。</u> ■ このため〇時〇分に〇〇地区(町)に対し、<u>警戒レベル3</u>「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しました。 ■ お年寄りの方、体の不自由な方、小さなお子様がいる方など避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方は「<u>有明公民館</u>」「<u>三会農村環境改善センター</u>」「<u>杉谷公民館</u>」「<u>森岳公民館</u>」「<u>霊丘公民館</u>」「<u>白山公民館</u>」「<u>新湊町集合避難施設</u>」に避難を開始してください。 - 川沿いにお住まいの方(急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及)については、避難を開始してください。 ■ 避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。 ■ それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思われたら早めに避難をしてください。
<u>【警戒レベル4】</u> <u>避難勧告</u>	■ 緊急放送、緊急放送、<u>警戒レベル4 避難開始 (繰り返し)</u> ■ こちらは、防災島原市役所(島原市災害対策本部)です。 △△川の水位が上昇し、氾濫の恐れのある水位に到達しました。 ■ このため、〇時〇分に〇〇地区(町)に対して<u>警戒レベル4</u>避難勧告を発令しました。 ■ 速やかに「<u>有明公民館</u>」「<u>湯江小学校</u>」「<u>高野小学校</u>」「<u>三会農村環境改善センター</u>」「<u>三会小学校</u>」「<u>杉谷公民館</u>」「<u>森岳公民館</u>」「<u>霊丘公民館</u>」「<u>第一小学校</u>」「<u>白山公民館</u>」「<u>第三小学校</u>」「<u>新湊町集合避難施設</u>」「<u>島原中央高校</u>」へ避難をしてください。 ■ 外が危険で避難ができない場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

区 分	伝達文(一例)
<u>【警戒レベル4】</u> <u>避難指示(緊急)</u>	■ 緊急放送、緊急放送、<u>警戒レベル4、直ちに避難(繰り返し)</u> ■ こちらは、防災島原市役所（島原市災害対策本部）です。 ・ △△川の水位が更に上昇し、堤防の高さを超える可能性があります。 ・ 大雨特別警報が発表され、かつ継続的な降雨が予想されています。 ■ このため、○時○分に○○地区（町）に対して<u>警戒レベル4避難指示</u>を発令しました。 ■ まだ避難してない方は、<u>「有明公民館」「湯江小学校」「高野小学校」「三会農村環境改善センター」「三会小学校」「杉谷公民館」「森岳公民館」「霊丘公民館」「第一小学校」「白山公民館」「第三小学校」「新湊町集合避難施設」「島原中央高校」</u>へ直ちに避難してください。 ■ 外が危険で避難ができない場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。
<u>【警戒レベル5】</u> <u>災害発生情報</u>	■ <u>緊急放送、緊急放送、警戒レベル5 災害発生</u> ■ こちらは、防災島原市役所（島原市災害対策本部）です。 ■ <u>○○川は、満水となり、堤防を越水しています。○○地区の住民の方は直ちに命を守る最善の行動をとってください。</u>

第2 土砂災害

1 気象情報等

種 類	概 要		
警 報 (土砂災害)	○ <u>土壌雨量指数規準値 172</u> ○ <u>防災体制の設定、「警戒レベル3」避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断材料</u>		
土 砂 災 害 警 戒 情 報	○ <u>大雨(土砂災害)警報の発表中に土砂災害発生の危険度が高まった時に発表される。</u> ○ <u>「警戒レベル4」避難勧告発令の判断材料</u>		
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	○ <u>時間雨量110mm以上</u> ○ <u>「警戒レベル4」避難勧告発令の判断材料</u>		
特 別 警 報	○ <u>50年に1回程度の頻度で発生すると推定される土壌雨量指数の値</u> ○ <u>「警戒レベル4」避難勧告、避難指示(緊急)の対象領域の再検討のトリガーとする</u>		
土砂災害警戒判定メッシュ情報	<u>1km四方の領域(メッシュ)ごとに、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示している。避難に要する時間を確保するために2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数等の予想を用いている。</u>	無色	実況及び予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未達
		黄色	実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達
		赤色	実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達
		薄い紫	予想で土砂災害警戒情報の基準に到達
		濃い紫	実況で土砂災害警戒情報の基準に到達

2 予想被害事象

(1) 高野地区

ア この地区には、湯江川上流部の下長葉山川約700mに及ぶ土石流危険渓流域と、川内地区に3か所及び柏野地区に1か所合計4か所の急傾斜地崩壊危険箇所が存在する。

イ 土石流危険渓流区域での被災対象地域は、川内地区の河川沿いの22軒が被災対象家屋であり、予想避難者数は約90名と見積もられる。

ウ 急傾斜地崩壊危険箇所での被災対象地域は、川内地区の河川左岸沿いに2か所、右岸沿いに1か所が存在し、また、前川内川沿いに1か所が存在し、被災対象家屋は、1か所に5～7軒が対象となるため、予想避難者数は1か所当たり、約20名、全総数約60名程度と見積もられる。

(2) 杉谷地区

- ア 対象地域は、西川沿いの土石流危険渓流地域1カ所が存在する。
- イ 対象地域は、広高野町である。この地域の被災対象家屋は22軒であり、予想避難者数は約90名と見積もられる。

(3) 杉谷地区

- ア 対象地域は、中河川及び北川沿いの土石流危険渓流地域2カ所と宇土地区における急傾斜地崩壊危険個所の1カ所が存在する。
- イ 中河川の危険区域は、江里町から中尾町までの延長約800mであり、特に江里町の河川沿いの被災対象家屋は24軒であり、予想避難者数は約90人と見積もられる。
- ウ 北川の危険区域は、下折橋町、六ツ木町及び杉山町までの延長約1.5kmであり、特に危険な区域は、北川沿いの地域となり、被災対象家屋は100軒であり、予想避難者数は400人と見積もられる。

(4) 森岳地区

- ア 対象地域は、北川沿いの土石流危険渓流地域1カ所が存在する。
- イ 北川の危険区域は、本光寺町、柏野町、南柏野町、桜門町、城内三丁目、北門町及び新馬場町を結んだ一帯であり延長約2kmであり、被災対象家屋は約700軒であり、予想避難者数は2800人と見積もられる。

(5) 霊丘地区

- ア 対象地域は、大手川左岸沿いの眉山5・6溪の土石流危険渓流地域1カ所が存在する。
- イ 霊丘地区の危険区域は、小山町、弁天町一丁目、弁天町二丁目、湊道一丁目及び湊道二丁目を除いた地域であり、被災対象家屋は約2000軒であり、予想避難者数は8000人と見積もられる。

(6) 白山地域

- ア 対象地域は、新湊川及び白水川沿いの土石流危険渓流地域2カ所と、坂下町から南下川尻町の間に11か所の急傾斜地崩壊危険個所が存在する。
- イ 白山地区の土石流危険渓流域は、南下川尻町と緑町が対象地域であり、被災対象家屋は約70軒であり、予想避難者数は280人と見積もられる。
- ウ 白山地区の急傾斜地崩壊危険個所は、約50mから約200m規模の崩壊箇所が随所に存在し、被災対象家屋は4軒から25軒で、予想避難者数は350人と見積もられる。

(7) 安中地区

- ア 対象地域は、鮎川、仁田川、白谷川及び水無川の土石流危険渓流地域4カ所と、親和町から秩父が浦町の間に3か所の急傾斜地崩壊危険個所が存在する。
- イ 鮎川の土石流危険渓流域は、新湊二丁目及び大下町までの延長約500mが対象地域であり、被災対象家屋は230軒であり、予想避難者数は900人と見積もられる。
- ウ 仁田川の土石流危険渓流域は、仁田町から大下町までの延長約800mが対象地域であり、被災対象家屋は100軒であり、予想避難者数は800人

と見積もられる。

エ 白谷川の土石流危険渓流域は、白谷町から大下町までの延長約800mが対象地域であり、被災対象家屋は約70軒であり、予想避難者数は560人と見積もられる。

オ 水無川の土石流危険渓流域は、白谷町から浜の町までの延長約2,7kmが対象地域であり、被災対象家屋は約130軒であり、予想避難者数は520人と見積もられる。

カ 安中地区の急傾斜地崩壊危険箇所は、約150mから約210m規模の崩壊箇所であり、被災対象家屋は6軒から10軒で、予想避難者数は120人と見積もられる。

(8) 別紙第4 「土砂災害危険区域図」

3 避難情報の発令基準

避難情報の発令については、以下の基準を参考に、直近の気象情報や、巡視等からの報告を含め、総合的に判断する。

種 別		対 象 情 報
【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等 避難開始		- 大雨警報(土砂災害)の発表 - 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合(赤色) - 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替わる可能性が言及される場合
警戒レベル4	避難勧告	「土砂災害警戒情報」が発表された場合 - 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の「予報で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合(薄紫色)
	避難指示 (緊急)	- 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合(紫色) - 土砂災害前兆現象(湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 - 土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報又は大雨特別警報が発表された場合
【警戒レベル5】 災害発生情報		- 土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報又は大雨特別警報が発表された場合 - 土砂災害が発生した場合 - 住民等から避難の必要性について通報があった場合

4 避難すべき地域及び開設する避難所

名 称	危険区域	避難所	開設する避難所	
			避難準備・ 高齢者等 避難開始	避難勧告・ 指示(緊急)
水無川	白谷町～ 安徳町	第五小学校、第三中 学校、島原中央高 校、安中公民館、新 湊町集合避難施設	新湊町集合 避難施設	島原中央高校
白谷川	白谷町			
仁田川	仁田町			
鮎川	中木場			
新湊川	新山	第三小学校、第二中 学校、白山公民館、	白山公民館	第三小学校
白水川	新山			
大手川	萩原	第一小学校、第一中 学校、島原高校、島 原商業高校、島原工 業高校、森岳公民 館、島原文化会館、 北門町集合避難施 設、島原総合運動公 園、島原城	森岳公民館 霊丘公民館	第一小学校 (状況により 第一中学校)
北川	六ツ木町 ～ 上折橋町			
中河川	江里町	第四小学校、島原農 業高校、杉谷公民 館、 下折橋町集合避難 施設、杉谷運動広場	杉谷公民館	同左
西川	広高野町	三会小学校、三会小 学校長貫分校、三会 中学校、三会公民 館、三会ふれあい運 動広場	農村環境改善 センター	三会小学校
湯江川	有明町 川内	高野小学校、舞岳山 荘、有明公民館	有明公民館	湯江小学校 高野小学校

5 避難要領

(1) 高野地区

ア 災害時に開設する指定避難所は、「避難準備・高齢者等避難開始」発令に伴い、有明公民館を、「避難勧告等」発令に伴い、高野小学校を運用する。

イ 川内左岸の居住者は、土石流危険区域により避難ための移動が制限され、避難距離が長くなることから、早めの避難が必要となる。

また、状況により近傍に町内会・自治会公民館等の一時的な避難所となる施設を把握して、予備の避難方法を確保する。

(2) 三会地区

ア 災害時に開設する指定避難所は、「避難準備・高齢者等避難開始」発令に伴い、農業環境改善センターを、「避難勧告等」発令に伴い、三会小学校を運用する。

イ 広高野町の居住者は、避難ための避難距離が長くなることから、早めの避難が必要となる。

また、状況により三会小学校長貫分校及び近傍に町内会公民館等の一時的な避難所となる施設を活用する。

ウ 江里町の住民は、避難所に至る避難経路を事前に確認する。

(3) 杉谷地区

ア 災害時に開設する指定避難所は、「避難準備・高齢者等避難開始」及び「避難勧告等」発令に伴い、杉谷公民館を運用する。

イ 北川沿いの災害時においては、杉谷公民館ではその収容人員数に制約があり対処しきれないため、町内会公民館等の一時的な避難所となる施設を活用する。

(4) 森岳地区

ア 災害時に開設する指定避難所は、「避難準備・高齢者等避難開始」発令に伴い、森岳公民館を、「避難勧告等」発令に伴い、第一小学校を運用する。

イ 北川の左岸沿いの居住者は、指定避難所がなく、早めの避難か、又は近傍に町内会公民館等の一時的な避難所となる施設を把握して、予備の避難方法を確保する。

ウ 第一小学校では避難者を収容しきれない場合は、第一中学校及び島原農業高校を運用する。

(5) 霊丘地区

ア 災害時に開設する指定避難所は、「避難準備・高齢者等避難開始」発令に伴い、森岳公民館及び白山公民館を、「避難勧告等」発令に伴い、第一小学校及び第二小学校を運用する。

イ 多数の被災者が予想されることから予備として島原工業高校及び島原農業高校等を運用する。

(6) 白山地区

ア 災害時に開設する指定避難所は、「避難準備・高齢者等避難開始」発令に伴い、白山公民館を、「避難勧告等」発令に伴い、第三小学校を運用する。

イ 避難所の予備として第二中学校を運用する。

ウ 南部の急傾斜地崩壊地域から指定避難所までは移動距離が長くなるため早めの避難をするか、又は近傍の町内会・自治会公民館等の一時的な避難所となる施設を把握して、予備の避難方法を確保する。

(7) 安中地区

ア 災害時に開設する指定避難所は、「避難準備・高齢者等避難開始」発令に伴い、新湊町集合避難施設を、「避難勧告等」発令に伴い、島原高校を運用する。

イ 鮎川の土石流危険渓流域や北部の急傾斜地崩壊地域から指定避難所までは移動距離が長くなるため早めの避難をするか、又は近傍の町内会・自治会公民館等の一時的な避難所となる施設を把握して、予備の避難方法を確保する。

状況により、近くて安全な地域として南島原市への避難も考慮する必要がある。

(8) 別紙第5 「土砂災害避難イメージ図」

6 避難情報の伝達文

区 分	伝達文(一例)
避難準備・ 高齢者等 避難開始	■ 緊急放送、緊急放送、<u>警戒レベル3 高齢者等避難開始(繰り返し)</u> ■ こちらは、防災島原市役所（島原市災害対策本部）です。 ・大雨警報(土砂災害)が発令されました。これまでの雨や、今後の予想から、土砂災害の発生が予想されています。 ■ このため、〇時〇分に〇〇地区に対し、<u>警戒レベル3 土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令しました。 ■ お年寄りの方、体の不自由な方、小さなお子様がいる方など避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方は「<u>有明公民館</u>」「<u>三会農村環境改善センター</u>」「<u>杉谷公民館</u>」「<u>森岳公民館</u>」「<u>霊丘公民館</u>」「<u>白山公民館</u>」「<u>新湊町集合避難施設</u>」に避難を開始してください。 ■ 避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。 ■ それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思われたら早めに避難をしてください。

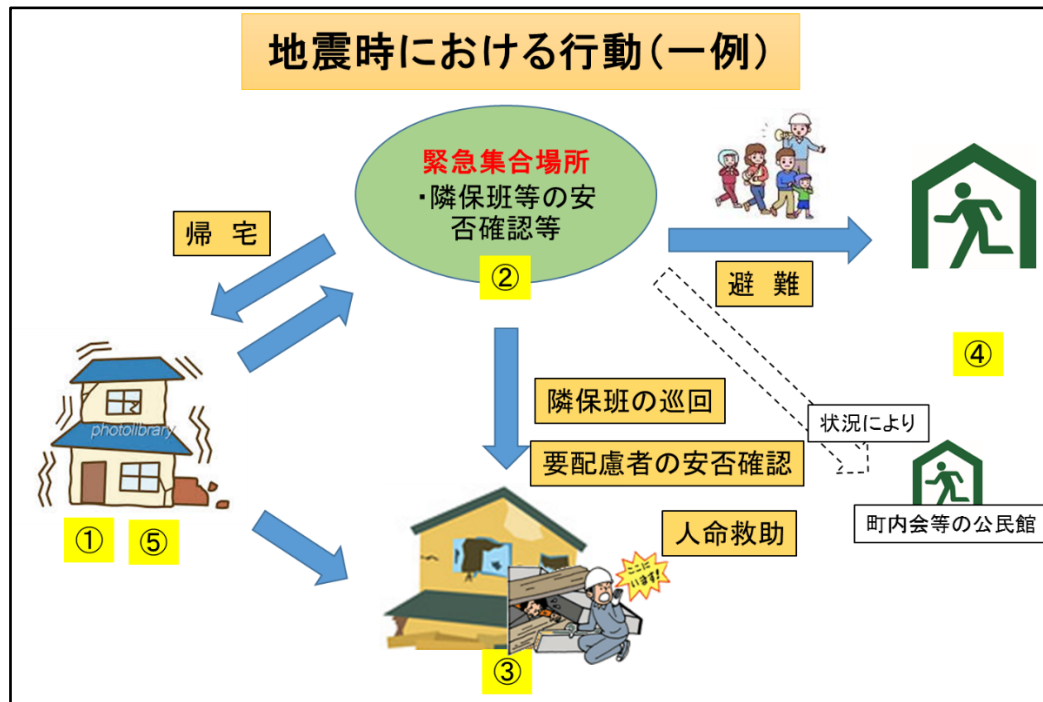
区 分	伝達文(一例)
<u>【警戒レベル4】</u> 避 難 勧 告	■ 緊急放送、緊急放送、<u>警戒レベル4 避難開始(繰り返し)</u> ■ こちらは、防災島原市役所（島原市災害対策本部）です。 ・ 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害が発生する危険性が非常に高まっています。 ■ このため、〇時〇分に〇〇地区（町）に対して<u>警戒レベル4</u> 避難勧告を発令しました。 ■ 土石流危険渓流区域、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>にお住いの住民は、速やかに「<u>有明公民館</u>」「<u>湯江小学校</u>」「<u>高野小学校</u>」「<u>三会農村環境改善センター</u>」「<u>三会小学校</u>」「<u>杉谷公民館</u>」「<u>森岳公民館</u>」「<u>霊丘公民館</u>」「<u>第一小学校</u>」「<u>白山公民館</u>」「<u>第三小学校</u>」「<u>新湊町集合避難施設</u>」「<u>島原中央高校</u>」避難をしてください。 ■ 外が危険で避難ができない場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。
<u>【警戒レベル4】</u> <u>避難指示(緊急)</u>	■ 緊急放送、緊急放送、<u>警戒レベル4、直ちに避難(繰り返し)</u> ■ こちらは、防災島原市役所（島原市災害対策本部）です。 ・ 随所で小規模ながけ崩れ等が発生し、更に土砂災害の危険性が極めて高まっています。 ■ このため、〇時〇分に〇〇地区（町）に対して<u>警戒レベル4 避難指示</u>を発令しました。 ■ まだ避難してない方は、「<u>有明公民館</u>」「<u>湯江小学校</u>」「<u>高野小学校</u>」「<u>三会農村環境改善センター</u>」「<u>三会小学校</u>」「<u>杉谷公民館</u>」「<u>森岳公民館</u>」「<u>霊丘公民館</u>」「<u>第一小学校</u>」「<u>白山公民館</u>」「<u>第三小学校</u>」「<u>新湊町集合避難施設</u>」「<u>島原中央高校</u>」へ直ちに避難してください。 ■ 外が危険で避難ができない場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

<u>【警戒レベル5】</u> <u>災 害 発 生</u> <u>情 報</u>	■ <u>緊急放送、緊急放送、警戒レベル5 災害発生</u> <u>(繰り返し)</u> ■ <u>こちらは、防災島原市役所（島原市災害対策本部）です。</u> ■ <u>〇〇地区で土砂災害が発生し、警戒レベル5災害発生情報</u> <u>を発令しました。</u> ■ <u>土砂災害危険区域の住民の方は直ちに命を守る最善の行</u> <u>動をとってください。</u>
---	---

第3 地震

ここでは、発災から避難までの一連の行動について一例を示す。

1 一連の行動(一例)



行 動	時間経過	行動の詳細	備 考
① 発災～ 個人防護	0～5分	・家族の安否確認 ・近傍の声掛け ・状況により救助	・「自助」により防護 ・揺れが収まったなら火の始末
② 緊急集合場所へ 集合	5～30分	○ 住民 ・安否報告(家族及び近隣住居) ○ 隣保班長等 ・隣保班の安否確認(掌握)	・家族の安否確認→隣の悪人と声掛け→集合場所へ一時避難(途中、被災状況を把握)
③ 被災者の救助 要配慮者の安否 確認	30分～ 2時間	○ 共助の発揮 ・被災者の救助 ・避難行動要支援者の安否確認 ・隣保班の巡視	・班長等へ報告 ・班長は被災者の救助、要配慮者の安否確認及び隣保班の巡視の指示を実施する。
④ 避難所への避難	2時間～	○ 指定避難所等への避難 ・班長等が避難所へ誘導	・指定避難所へ誘導・避難 ・避難行動要支援者の避難支援
⑤ 自宅へ帰宅	2時間～	○ 安否確認及び救助等の終了後、 帰宅	

2 避難時の配慮事項

- (1) 電気復旧に伴う通電火災予防のためにブレーカを切る。
- (2) 自分の所在場所等を明らかにするため、努めてメモを残す。
- (3) 日頃から非常持ち出し品を準備するとともに、逐次内容品を点検する。
- (4) 避難場所、避難経路等について日頃から、家族で話し合う。
(家族防災会議の実施)

第4 津波災害

1 気象情報

(1) 警報等の種類と津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要がない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

(2) 対象津波と水位等

区 分	南海トラフ	雲仙地溝帯南縁東部断層帯と西部断層帯との連動
最大津波水位	3 m	7 m
津波到達時間	188分	5分

2 予想被害事象

(1) 湯江地区

- ア 浜西地域の湯江川河口右岸部は、30cm未満の浸水箇所が、菅及び小路地域では大三東漁港一帯は、2m未満となり、その周辺は30cm未満の浸水箇所の2カ所が存在する。
- イ 浜西地域の被災対象家屋は、30軒であり、予想避難者数は約120名と見積もられる。
- ウ 菅地域の被災対象家屋は約50軒であり、予想避難者数は約200名と見積もられる。

(2) 大三東地区

- ア 東小路東部の海外沿い約100mの範囲に、30cm未満の浸水箇所が、半田地域では、江崎川から半田漁港の300mの範囲に30cm未満の浸水箇所

の2カ所が存在する。

イ 東小路地域は、被災対象家屋は約3軒であり、予想避難者数は約12名と見積もられる。

ウ 半田地域の被災対象家屋は約10軒であり、予想避難者数は約40名と見積もられる。

(3) 三会地区

ア 三会漁港から御手水町の海外沿い約500mの範囲に、2m未満から30cmの浸水箇所が、大手原町地域では、島原新港一帯の範囲に1m未満の浸水箇所の2カ所が存在する。

イ 洗切町及び三会町の海岸域は、被災対象家屋は約40軒であり、予想避難者数は約160名と見積もられる。

ウ 島原新港一帯の被災対象家屋は約10軒であり、予想避難者数は約40名と見積もられる。

(4) 杉谷地区

ア 前浜町から北川の海外沿い約500mの範囲に、1m未満から30cm未満の浸水箇所1カ所が存在する。

イ 海岸域の被災対象家屋は約27軒であり、予想避難者数は約100名と見積もられる。

(5) 森谷地区

ア 北川から新田町の海外沿い約2kmの範囲に、5m未満から30cmの浸水箇所が一連に繋がる。特に新田町一帯は5m以下の浸水域となり注意が必要である。

イ 新馬場町から田町の海岸域の被災対象家屋は約25軒であり、予想避難者数は約100名と見積もられる。

ウ 新田町一帯の被災対象家屋は約130軒であり、予想避難者数は約420名と見積もられる。

(6) 別紙第6「津波災害警戒区域図」

3 避難情報の発令基準

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せずに、基本的には避難指示のみの発令とする。

状況により、予警報が出ていない状況において震度が大きいと感じられ、津波に対処する必要がある場合は、避難勧告を発令する。

種 別	対 象 情 報
避難勧告	・ 予警報が出ていない状況において震度が大きいと感じられ、津波に対処する必要がある場合
避難指示	・ 大津波、津波警報の発表 ・ 停電、通信途絶により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分以上の長い揺れを感じた時

4 避難すべき地域及び開設する避難所

地区名	避難すべき地域	開設する避難所 (震度5弱以上)
有明地区	浜西、小路、菅、境之松、東小路、半田、一野	有明公民館
三会地区	洗切町、三会町、御手水町、大手原町	農村環境改善センター
杉谷地区	前浜町、北門町	杉谷公民館
森岳地区	新馬場町、田町、宮の町、新田町、	第一小学校
霊丘地区	高島一丁目、高島二丁目、弁天町二丁目	霊丘公民館
白山地区	霊南一丁目、霊南二丁目、有馬船津町、白土桃山二丁目、津町、広馬場町、湊新地町、中組町、湊町、下川尻町、南下川尻町	白山公民館
安中地区	親和町、新湊一丁目、秩父が浦町、船泊町、北安徳町、平成町、浜の町	新湊町集合避難施設

5 避難要領

【基本的事項】

「時間と余力のある限り、安全な場所を目指す。」

- (1) できる限り迅速に、高く安全な場所を目指す。
- (2) 津波警戒区域外に最も安全かつ早く避難できる目標地点(避難目標地点)への最短コースを避難する。
- (3) 津波警戒区域外へ避難したあと、余力のある場合は、更に高台へ向かって避難する。
- (4) 津波の浸水方向には向かわない。
- (5) 河川に沿った避難は避ける。
- (6) 原則徒歩による避難とする。
- (7) 別紙第7 「津波災害避難イメージ図」

6 避難情報の伝達文

- (1) 避難指示(緊急)

<避難指示の伝達文>

(大津波警報、津波警報が発表された場合)

緊急放送、緊急放送、避難指示発令

こちらは、防災島原市役所(島原市災害対策本部)です。

- ・ 大津波警報(津波警報)が発表されました。直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

(※津波到達時刻が判明した場合は)

予想される津波の到達時間は、〇〇時〇〇分です。

<避難指示の伝達文>

(強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合)

緊急放送、緊急放送、避難指示発令

こちらは、防災島原市役所（島原市災害対策本部）です。

- ・ 強い揺れの地震がありました。
津波が予想されるため、直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

(2) 避難勧告

<避難勧告の伝達文>

(津波注意報が発表された場合)

緊急放送、緊急放送、避難勧告発令

こちらは、防災島原市役所（島原市災害対策本部）です。

- ・ 津波注意報が発表されました。
海の中や海岸は危険です。
直ちに海岸から離れて高い場所に避難してください。

第5 高 潮 災 害

1 気象情報

種 別	対 象 情 報
高 潮 注 意 報	○ 2. 7 m (標高) ○ 情報収集
高 潮 警 報	○ 3. 2 m (標高) ○ 防災体制の設定、「警戒レベル3」避難準備・高齢者等避難開始」発令の判断材料
高潮特別警報	○ 予想される現象が特に異常であるため、重大な高潮の発生が著しく大きい場合 ○ 「警戒レベル4」避難勧告」発令の判断材料
暴風警報及び 暴風特別警報	○ 暴風が予想される3～6時間前に、暴風の予想される時間帯を明示して発表される。 なお、暴風となる可能性が高いと予想される場合には、暴風となる6～24時間雨に暴風警報に切り替える可能性に言及する強風注意報が、暴風の予想される時間帯を明示して発表される。 ○ 避難勧告の発令の判断材料
備 考	○ 過去の最高潮位 ・ 場 所： 島 原 ・ 起 時： 2012年9月17日 ・ 潮 位： 310cm(標高) 584cm(潮位) ・ 要 因： 台風16号 ・ 潮位偏差： 約80cm

2 予想被災事象

(1) 危険区域

地区名	町 名 等	備 考
霊丘地区	白土桃山一丁目、白土桃山二丁目、霊南一丁目、霊南二丁目、浦田一丁目、浦田二丁目、蛭子町一丁目、蛭子町二丁目、有馬船津町、元船津町、広馬場町、湊新地町、中組町、湊町、白山町、津町	

(2) 別紙第8「高潮災害危険地域図」

3 避難情報の発令基準

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の発令については、以下の基準を参考に海岸の状況や直近の気象情報、巡視等からの報告を含め、総合的に判断する。

種 別	対 象 情 報
<u>【警戒レベル3】</u> 避難準備・高齢者等避難開始	・ 高潮注意報が発表されている状況であり、なおかつ次のいずれかに該当する場合 ・ 夜間に注意報から警報に切り替わる可能性が言及された場合 ・ 台風の暴風域が島原市にかかると予想された場合 ・ 高潮警報が発表された場合
<u>【警戒レベル4】</u> 避難勧告	・ <u>高潮警報が発表されており、暴風警報以上の警報が発表された場合</u>
<u>【警戒レベル4】</u> 避難指示 (緊急)	・ <u>高潮特別警報が発表された場合</u>
<u>【警戒レベル5】</u> 災害発生情報	・ 高潮氾濫発生情報の発表 ・ 危険潮位（3.5m：標高）を超えた時 ・ 海岸堤防の倒壊の発生 ・ 水門、陸門等の異常 ・ 消防団又は住民から避難の必要性について通報があった場合 * 危険潮位： その潮位を超えると海岸堤防等を超えて浸水の恐れがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮災害時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位

4 避難すべき地域及び開設する避難所

避難すべき地域	避難所	
	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告・指示(緊急)
<u>白土桃山一丁目、白土桃山二丁目、霊南一丁目、 霊南二丁目</u>	霊丘公民館 白山公民館	第三小学校
<u>浦田一丁目、浦田二丁目、蛭子町一丁目、 蛭子町二丁目、有馬船津町</u>		
<u>元船津町、広馬場町、湊新地町、中組町、湊町、 白山町、津町</u>		

○ 海岸線に接する地域及び白山地区の高潮防災マップに掲載された地域に対して発令する。

5 避難要領

- (1) 災害時に開設する指定避難所は、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令に伴い、霊丘公民館及び白山公民館を、「避難勧告等」発令に伴い、第三小学校を運用する。

(2) 湊新地町は避難が遅れると孤立状態に陥ることとなるため早めの避難が必要である。

また、霊南一丁目・二丁目は、避難に時間要するために早めの避難又は、一時的な避難所となる町内会・自治会の施設を把握・活用する必要がある。

(3) 別紙第9「高潮災害避難イメージ図」

6 避難勧告等の伝達文

区 分	伝達文(一例)
<u>【警戒レベル3】</u> 避難準備・高齢者等避難開始	■ 緊急放送、緊急放送、<u>警戒レベル3 高齢者等避難開始(繰り返し)</u> ■ こちらは、防災島原市役所（島原市災害対策本部）です。 - 高潮注意報が発令され、今後さらに潮位の上昇が予想されています。 - 高潮注意報が発令され、今後の台風情報で暴風域が島原市にかかると予想されています。 ■ このため、〇時〇分に〇〇地区(町)に対し、<u>警戒レベル3</u> 高潮に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 ■ お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は、〇〇公民館、〇〇小学校に避難を開始してください。 ■ 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。 ■ それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。
<u>【警戒レベル4】</u> 避難勧告・指示(緊急)	■ 緊急放送、緊急放送、<u>警戒レベル4 避難開始(繰り返し)</u> ■ こちらは、防災島原市役所（島原市災害対策本部）です。 台風の吹き寄せにより高潮の危険性が高まっています。 ■ このため、〇時〇分に〇〇地区(町)に対して<u>警戒レベル4</u> 避難勧告を出しました。 ■ 速やかに〇〇公民館、〇〇小学校へ避難をしてください。 ■ 外が危険で避難ができない場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

区 分	伝達文(一例)
<u>【警戒レベル4】</u> 避 難 勧 告・ 指 示 (緊 急)	■ 緊急放送、緊急放送、<u>警戒レベル4</u> 直ちに避難開始 ■ こちらは、防災島原市役所（島原市災害対策本部）です。 ・ 高潮により島原市沿岸部の随所で越波が確認され、極めて危険な状態です。 ■ このため、〇時〇分に〇〇地区（町）に対して<u>警戒レベル4</u> 避難指示を出しました。 ■ まだ避難してない方は、緊急に〇〇公民館、〇〇小学校に避難してください。 ■ 外が危険で避難ができない場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。
<u>【警戒レベル5】</u> 災 害 発 生 情 報	■ <u>緊急放送、緊急放送、警戒レベル5 災害発生</u> ■ <u>こちらは、防災島原市役所（島原市災害対策本部）です。</u> ■ <u>〇〇地区で高潮災害が発生し、警戒レベル5 災害発生情報を発令しました。</u> <u>沿岸部区域の住民の方は直ちに命を守る最善の行動をとってください。</u>

第6 火山噴火災害

1 気象情報

(1) 火山現象に関する予報及び警報

火山情報	内 容	情報発信機関
噴 火 警 報	噴火に伴って発生し、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される情報 【警戒が必要な範囲】 居住地域が含まれる場合は、「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。 「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。	気象庁
噴 火 警 戒 レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	
噴 火 予 報	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼす恐れがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認められる場合に発表される情報	気象庁
噴 火 速 報	登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対し、噴火の発生を知らせる情報	気象庁

(2) 噴火災害予想地域

■雲仙岳の噴火警戒レベル(平成31年3月14日運用開始)

予報 警戒 報(種 別)	対 象 範 圍	(キ ー ワ ー ド) レ ベ ル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への 対応	想定される現象等
噴火警戒報(特別警戒報)	居住地域及びそれより火山口側	(避難) 5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	(住民等) 危険な居住地域からの避難等	● 大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が緊迫している。 【1972年噴火の事例】 溶岩流(新焼容岩)が火山口から約2.7kmまで流下 【1990年～1996年の噴火の事例】 1991年5月26日:火砕流約2.6kmまで到達 ● 噴火が発生し、火砕流、溶岩流が居住地域に到達 【1990年～1996年の噴火の事例】 1991年6月3日:火砕流が火山口から4.3kmまで到達 1991年7月19日:火砕流が火山口から約5.6kmまで到達
		(避難準) 4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	(住民等) 警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時の要配慮者の避難等	● 火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 【1990年～1996年の噴火の事例】 1991年5月24日:火砕流の発生
火山口周辺警戒報(警戒報)	火山口から居住地域近くまで	(入山規制) 3	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	(住民等) 住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難等。 (登山者等) 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	● 想定火山口縁から概ね1km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 【1990年～1996年の噴火の事例】 1991年5月12日頃:山体基部に震源とする火山性地震の多発 1991年5月12日:火山性微動の急増 1991年5月13日:山体基部の膨張を示す魅力的な変形変動 ● 噴火が発生し、想定火山口縁から概ね1km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下 【1663年の噴火の事例】 溶岩流(古焼容岩)が火山口から1km流下
火山口周辺警戒報(警戒報)	火山口周辺	(火山口周辺規制) 2	火山口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	(住民等) 住民は通常の生活、 (登山者等) 火山口周辺の立入り規制等	● 想定火山口縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火砕流や溶岩流の流下が予想される。 【1990年～1996年の噴火の事例】 1991年10月23日、10月31日:火山性地震の増加 1991年10月:火山性微動の増大 ● 想定火山口内で噴火が発生し、火山口縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火砕流や溶岩流の流下 【1990年～1996年の噴火の事例】 1991年11月17日:噴火の発生
噴火予報(予報)	火山口内等	(活火山である) 1	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火山口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	(登山者等) 状況に応じて火山口内への立入規制等	・ 火山活動は静穏。状況により火山口内に影響する程度の噴出の可能性あり

注)・ ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

・ ここでいう火砕流は、溶岩ドームの崩落に伴って発生する様式を想定している。

2 災害危険区域

(1) 噴火シナリオに応じた範囲

<u>噴火シナリオ</u>	<u>想定される現象 (影響現象)</u>	<u>対象町名</u>
シナリオ1 想定火口範囲から居住地 域の近くまで影響を及ぼ す噴火	大きな噴石、火砕流 (火砕サージを含 む。)、小さな噴石、 降灰、空震、土石 流、泥流	○ 火砕流(火砕サージを含む。)の到達地域 森岡、戸切、二ツ石、柏野、源在高野、川 内、山の内上、一本松、礫石原町、広高野町、油 堀町、長貫町、立野町、江里町、宇土町、北千本 木町、上折橋町、下折橋町、六ツ木町、白谷 町、仁田町、天神元町、札の元町、門内町、大 下町
シナリオ2 居住地まで影響を及ぼす 噴火	大きな噴石、溶岩 流、小さな噴石、降 灰、空震、土石流、 泥流	○ 溶岩流の到達地域 礫石原町、広高野町、油堀町、北千本木町、 上折橋町、白谷町

(2) 別紙第10 「火砕流、溶岩流による影響範囲図」

3 避難情報の発令基準

発令基準は、次のとおりとする。

■避難情報の発令基準

<u>区 分</u>	<u>発 令 基 準</u>	<u>備 考</u>
<u>避 難 準 備 ・ 高 齢 者 等 避 難 開 始</u>	○ <u>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発 生すると予想される場合</u> (噴火警戒レベル4)	○ 県、雲仙火山防 災協議会及び関係 機関等の意見等を 踏まえて総合的に 判断する。
<u>避 難 勧 告 避 難 指 示 (緊 急)</u>	○ <u>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発 生、あるいは緊迫している場合</u>	

4 避難すべき地域及び開設する避難所等

噴火警戒レベル	範囲	町名	避難所
2	想定火口縁から概ね 500m 以内		
3	想定火口縁から概ね 1km 以内		
4 又は 5	住民の居住地域	○ 火砕流(火砕サージを含む。)の到達地域 ・ 有明地区 森岡、戸切、二ツ石、柏野、源在高野、川内、山の内上、一本松 ・ 三会地区 礪石原町、広高野町、油堀町、長貫町 ・ 杉谷地区 立野町、江里町、宇土町、北千本木町、上折橋町、下折橋町、六ツ木町 ・ 安中地区 白谷町、仁田町、天神元町、札の元町、門内町、大下町	湯江小学校、 有明中学校 三会中学校 第四小学校 島原農業高校 新湊町集合避難施設 島原中央高校 復興アリーナ
		○ 溶岩流の到達地域 ・ 三会地区 礪石原町、広高野町、油堀町、 ・ 杉谷地区 北千本木町、上折橋町 ・ 安中地区 白谷町	三会中学校 島原農業高校 新湊町集合 避難施設

5 避難要領

(1) 噴火警戒レベル3の場合

ア 避難対象者に対し、規制範囲外への呼びかけ、誘導等を行う。

イ 必要に応じ、避難情報を発令する。

(2) 避難警戒レベル4又は5の場合

避難対象地域として避難地域により広範囲な影響を及ぼす火砕流(火砕サージを含む)の影響範囲を対象地域とし、必要により、避難情報を発令する。

この際、火山防災協議会との検討結果に基づき、早めの避難を心がける。

(3) 別紙第11 「火山災害避難イメージ図」

6 避難情報の伝達文

(1) 噴火警戒情報による伝達文(一例)

配信項目	配信例文
噴火警戒情報 ※噴火警戒レベル2の場合	雲仙岳で火山活動活発化の兆候が観測されました 突発的な噴火等の危険性が高まっており、○時○分に山頂から約1kmの範囲を警戒区域に設定し、登山道を規制しました。
噴火警報情報 ※噴火警戒レベル3の場合	雲仙岳の火山活動の活発化により噴火警戒レベルをレベル3に引き上げられたため、市は避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 登山、入山中の方は直ちに下山し、安全な場所まで避難してください。

(2) 登山者等自らによる安全を確保するための措置

市および防災関係機関は、登山者等が状況に応じた行動がとれるよう下記の内容について啓発に努めるものとする。

ア 登山者等は、事前に雲仙岳に係る情報の把握に努めるとともに、登山中においても、火山現象の変化の把握やラジオ等による外部からの積極的な情報収集に努め、状況の変化に応じた安全に行動をとるよう心がける。

イ 携帯電話の電波を受信できない区域もあり、すべての登山者等が確実に緊

急速報メール等の情報を得ることができない可能性もあることから、登山中に取得した火山に関する情報については、周りの登山者等と共有を図るよう努める。

(3) 避難情報の伝達文(一例)

ア 避難準備・高齢者等避難開始

こちらは防災島原市役所です。

×月×日○時○○分に「噴火警報レベル3」の雲仙普賢岳において住民への被害が及ぶ事象が確認されました。

よって、島原市は、本日○月○日午前（後）○時に、○○地区の一部に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供を連れ等避難に時間がかかる方及び避難支援者は、直ちに○○公民館、○○小学校へ避難をしてください。

その他の方は、避難準備を整え、今後の火山情報に注意してください。

危険を感じる場合は早めに避難してください。

イ 避難勧告

こちらは、防災島原市役所です。

雲仙普賢岳の噴火により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まったため、本日○月○日午前（後）○時に、○○地区の一部に避難勧告を発令しました。避難を開始してください。避難場所は〔○○○○〕です。

ウ 避難指示(緊急)

こちらは、防災島原市役所です。

雲仙普賢岳の噴火により、〇〇地区に火砕流が発生し、居住地域に重大な被害が切迫していますので、本日〇月〇日午前（後）〇時に、〇〇地区の一部に避難指示を発令しました。緊急に避難してください。避難場所は〔〇〇〇〇〕です。

第7 雲仙普賢岳溶岩ドーム崩壊災害

1 災害危険区域

- (1) 安中地区全域(中安徳町、南安徳町を除く。)
- (2) 別紙第12 「溶岩ドーム崩壊影響範囲図」

2 避難情報の発令基準

避難情報	発 令 基 準
避難準備・ 高齢者等 避難開始	○ 溶岩ドームの挙動において変化が見られ、崩壊の危険性が認められたとき
避難勧告	○ 溶岩ドームの挙動において変化が見られ、崩壊の危険性が緊迫しているとき ○ 溶岩ドームの崩壊により被害が発生又はその恐れがある場合
避難指示	○ 溶岩ドームの崩壊により市民への大規模な被害が発生又はその恐れがある場合 市内で甚大な被害が発生、又はその恐れがある場合。

3 避難すべき地域及び開設する避難所 (CASE-5の場合)

避難すべき町	避難 所	備 考
白谷町、仁田町、天神元町、札の元町、門内町、大下町、梅園町、南崩山町、新湊一丁目、新湊二丁目、親和町、秩父が浦町、船泊町、北安徳町、鎌田町、浜の町	新湊町避難施設、 島原中央高校	

4 避難要領

- (1) 指定避難所
 - ア 安中地区の新湊町集合避難施設、島原中央高校の2か所をもって対処する。
 - イ 災害が甚大で安中地区内2カ所の避難所で対処できない場合は、その他の島原市指定避難所及び状況により、県に対し避難所の要請を実施する。
- (2) 避難経路
主要な避難経路として、国道57号線及び国道251線とする。
- (3) 避難は、警戒区域からの脱出することを第一義とする。
- (4) 避難に比較的余裕がある場合
市による一時集合避難場所を指定し、その後は、交通機関の支援を受けて安全な地域に避難する。

(5) 避難に余裕がない場合(突発的な崩壊)

- ア 崩壊危険区域から直角方向に最短距離で避難できる体制を事前に確保する。
- イ 車両等で避難する場合は、避難経路となる国道を務めて活用する。

(6) 別紙第13「溶岩ドーム崩壊災害避難イメージ図」

5 避難情報の伝達文

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

こちらは防災島原市役所です。

×月×日〇時〇〇分に雲仙普賢岳において溶岩ドームの崩壊の危険性が確認されました。

これにより、島原市は、本日〇月〇日午前(後)〇時に、安中地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供をお連れの方等、避難に時間がかかる方及び避難支援者は、直ちに〇〇公民館、〇〇小学校へ避難をしてください。

その他の方は、避難準備を整え、今後の溶岩ドームの情報に注意し、危険を感じる場合は早めに避難してください。

(2) 避難勧告

こちらは、防災島原市役所です。

×月×日〇時〇〇分に雲仙普賢岳において溶岩ドームの崩壊の危険性が確認され、居住地域に被害が切迫しています。これにより、島原市は、本日〇月〇日午前(後)〇時に、安中地区に避難勧告を発令しました。

避難を開始してください。

避難場所は〔〇〇〇〇〕です。

(3) 避難指示(緊急)

こちらは、防災島原市役所です。

×月×日〇時〇〇分に雲仙普賢岳において溶岩ドームの崩壊の崩壊が確認され、居住地域に重大な被害が切迫しています。これにより、島原市は、本日〇月〇日午前(後)〇時に、安中地区に避難指示を発令しました。

緊急に避難を開始してください。

避難場所は〔〇〇〇〇〕です。

(突発的な崩壊)

緊急放送、緊急放送、避難指示発令
こちらは、防災島原市役所です。
×月×日○時○○分に雲仙普賢岳において溶岩ドームが崩壊しました。
至急、避難してください。

第8 眉山崩壊災害

1 災害危険区域

- (1) 有明地区、三会地区を除く市全域
- (2) 別紙第14 「眉山崩壊災害危険区域図」

2 避難情報の発令基準

避難情報	発 令 基 準
避難準備・ 高齢者等 避難開始	○ <u>雲仙岳火山防災協議会の判定結果により、被害の発生が予想される場合</u>
避難勧告	○ <u>雲仙岳火山防災協議会において被害の発生が緊迫し、避難が必要性と判断された場合</u>
避難指示 (緊急)	○ <u>市内全域にわたり甚大な被害が発生し、又はその恐れがある場合</u>

3 避難要領

- (1) 小規模な崩壊への対処
 - ア 有明地区及び三会地区の避難所をもって対処する。
 - イ 市内指定避難所
 - (ア) 三会地区
三会小学校、三会中学校、農村環境改善センター
 - (イ) 有明地区
湯江小学校、高野小学校、舞岳山荘、有明中学校、有明公民館、大三東小学校、有明農村環境改善センター、トレーニングセンター、島原市有明文化会館、島原市有明庁舎、青少年武道館、有明体育館
- (2) 大規模な崩落への対処
 - ア 県と調整し、市域外の避難所へ避難する。
避難所は、長崎市及び諫早市内の学校を基準とする。
 - イ 居住者の速やかな避難及び輸送を効率的に実施するために安全域に中継避難所を設ける。
 - (ア) 中継避難所
大規模崩壊時における市域外への避難準備を容易にするために、市内及び南島原市内4カ所に中継避難所を開設する。
 - (イ) 北部中継避難所： 三会小学校、三会中学校
 - (ウ) 南部中継避難所： 深江小学校、深江中学校
 - ウ 中継避難所には職員を派遣し、消防団員、自主防災組織の役員とともに、運営にあたる。
 - エ 指定避難所の開設は、当該自治体の受け入れ準備が整い次第開設する。
ただし、避難の準備及び自主避難の呼びかけ以前には行わないものとする。
 - オ 指定避難所の開設後は、市職員を常駐させ、当該事態職員とともに、管理

運営にあたる。

カ 給食及び寝具等の確保は、県及び自衛隊に要請する。

キ 避難には、道路等の状況により、船舶及びヘリコプター等を考慮する。

(3) 別紙第15「眉山崩壊災害避難イメージ図」

4 避難情報の伝達文

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

こちらは防災島原市役所です。

×月×日〇時〇〇分に眉山において山体崩壊の危険性が確認されました。

これにより、島原市は、本日〇月〇日午前（後）〇時に、杉谷、森岳、霊丘、白山及び安中地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供をお連れの方等、避難に時間がかかる方及び避難支援者は、直ちに〇〇公民館、〇〇小学校へ避難をしてください。

その他の方は、避難準備を整え、今後の眉山の情報に注意してください。また、危険を感じる場合は早めに避難してください。

(2) 避難勧告

こちらは、防災島原市役所です。

×月×日〇時〇〇分に眉山において山体崩壊の危険性が緊迫し、居住地への被害高まっています。

これにより、島原市は、本日〇月〇日午前（後）〇時に、杉谷、森岳、霊丘、白山及び安中地区に避難勧告を発令しました。

避難を開始してください。

避難場所は〔〇〇〇〇〕です。

(3) 避難指示(緊急)

こちらは、防災島原市役所です。

×月×日〇時〇〇分に眉山において小規模な山体崩壊が確認され、居住地域に重大な被害が切迫しています。

これにより、島原市は、本日〇月〇日午前（後）〇時に、杉谷、森岳、霊丘、白山及び安中地区に避難指示を発令しました。

緊急に避難を開始してください。

避難場所は〔〇〇〇〇〕です。

(突発的な崩壊)

緊急放送、緊急放送、避難指示発令

こちらは、防災島原市役所です。

×月×日○時○○分に眉山において山体が崩壊しました。
至急、避難してください。

第9 その他（大規模火災）

1 気象情報

種 類		発表基準	概 要
特別 警報	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	暴風警報 (平均風速)	陸上 20m/s 有明海 20m/s	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意 報	強風注意報 (平均風速)	陸上 10m/s 有明海 10m/s	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	乾燥注意報	①最少湿度 45%で、実効湿度 65% ②実効湿度 60%	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。

2 災害危険区域

- (1) アーケード及びその周辺
- (2) 上の町～大手町までの商店街及びその周辺
- (3) 坂上町・坂下町の密集地
- (4) 船津地区（浦田、有馬船津、白土桃山、元船津
- (5) 広馬場町、湊新地町
- (6) 湊町(旧蛭子鼻町)
- (7) 別紙第 16「大規模火災危険区域図」

3 避難要領

- (1) 火災対象となる密集地域から、風上方向の安全な場所にすぐに避難する。
- (2) 避難する際は、近隣の避難行動要避難者への支援を積極的に実施して、被害の軽減を図る。
- (3) 別紙第 17「大規模火災避難イメージ図」

